（三）国際連合安全保障理事会の決定又は国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（上記（一）又は（二）に該当する船舶を除く。）

「四　入港禁止の期間」を次のように改める。

（一）については、平成十八年十月十四日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九十二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

（二）については、平成二十八年二月二十日から平成二十九年四月十三日までの間。

（三）については、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月十三日までの間。ただし、平成二十八年四月一日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成二十九年四月十三日までの間。

「六　法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日」を次のように改める。

平成二十八年四月二日。ただし、平成二十八年四月一日以降に（三）の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日。

「七　その他入港禁止の実施に関し必要な事項」を次のように改める。

必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

また、（三）に関し、外務大臣は、関連決定等に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八（d）等の規定により課された凍結若しくはその他の関連する措置の対象とされた船舶又は当該措置の対象とならないこととされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を直ちに告示する。

○外務省告示第九十九号

「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十八年四月一日閣議決定）等により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の七に従い、国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十号附属書Ⅲ、及び同理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が平成二十八年三月二十一日に行った決定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号八(d)等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶の国際海事機関船舶識別番号を別表のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

外務大臣　岸田　文雄

別表

1. 8606173
2. 8909575
3. 8916293
4. 9110236
5. 8914934
6. 8405402
7. 9041552
8. 8330815
9. 8405270
10. 8018900
11. 8829593
12. 8713471
13. 9361407
14. 8829555
15. 9333589
16. 8625545
17. 9314650
18. 8987333
19. 8018912
20. 8819017
21. 8133530
22. 8412467
23. 9138680
24. 7640378
25. 9009085
26. 7937317
27. 8661575

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）